

追加業務に係る特記仕様書

先発業務に交点設置や幅杭の復元等の必要な作業を追加する場合に使用

この特記仕様書は、管理用図面作成業務標準仕様書第3章第1節に定める測量の作業に併せて実施する作業項目の細部の事項について定めるものである。

(交点設置測量)

第●条 受注者は、移管敷地について、管理用図面作成業務標準仕様書第2.2条に基づき点検した用地幅杭線と各筆界との交点(既知点のうち誤謬、欠損に該当するもの)及び同仕様書第2.5条に基づき計算を行った道路敷界線と各筆界との交点(新点)を、木杭、プラスチック杭又は鋳等により、復元又は設置するものとする。

2 受注者は、前項の作業を実施するにあたっては、事前に監督員と作業手順、境界標識の種別等について協議のうえ、その指示を受けなければならない。

成果品

- ・交点設置範囲表示図

(用地幅杭の復元) 材料費に「杭の調達」含む ※プラスチック杭(高速道路) 9cm×9cm×90cm

第●条 受注者は、管理用図面作成業務標準仕様書第2.2条に基づき点検した用地幅杭(既知点のうち欠損に該当するもの)について、プラスチック杭等により、復元等を行い、作業結果について用地幅杭復元箇所表示図(原則として標準仕様書第2.2条により作成する杭打図と兼ねる)及び用地幅杭復元箇所一覧表を作成するものとする。なお、杭等は受注者が調達するものとする。

2 受注者は、前項の作業を実施するにあたっては、事前に監督員と作業手順、境界標識の種別等について協議のうえ、その指示を受けなければならない。

成果品

- ・用地幅杭復元箇所表示図(原則として杭打図と兼ねる)
- ・用地幅杭復元箇所一覧表(Excelにより作成、★様式14に欄を追加し、復元箇所を表示)

(用地幅杭の復元) 材料費に「杭の調達」含まない

第●条 受注者は、管理用図面作成業務標準仕様書第2.2条に基づき点検した用地幅杭(既知点のうち誤謬、欠損に該当するもの)について、プラスチック杭等により、復元等を行い、作業結果について用地幅杭復元箇所表示図(原則として標準仕様書第2.2条により作成する杭打図と兼ねる)及び用地幅杭復元箇所一覧表を作成するものとする。なお、杭等は誤謬については従前のものを再使用、欠損については発注者が提供するものを使用するものとする。

2 受注者は、前項の作業を実施するにあたっては、事前に監督員と作業手順、境界標識の種別等について協議のうえ、その指示を受けなければならない。

成果品

- ・用地幅杭復元箇所表示図(原則として杭打図と兼ねる)
- ・用地幅杭復元箇所一覧表(Excelにより作成、★様式14に欄を追加し、復元箇所を表示)